

横手市農業委員会

令和7年度 第10回

農業委員会総会議事録

令和8年1月15日

## 令和 7 年度 第 10 回横手市農業委員会総会議事録

令和 8 年 1 月 15 日午前 10 時 00 分より下記案件審議につき、横手市農業委員会総会を横手市条里南庁舎に招集する。

### 記

1. 議事録署名委員の指名について
2. 議案第 44 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
3. 議案第 45 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
4. 議案第 46 号 農用地利用集積等促進計画（案）の審議について
5. 議案第 47 号 農業振興地域整備計画の変更に伴う意見聴取について
6. 報告第 14 号 農地の転用事実に関する調査結果について

当日の出席委員

議席No.	委 員 氏 名	出欠	議席No.	委 員 氏 名	出欠
1	佐 藤 保	出	13	高 田 恵律子	出
2	佐々木 由紀子	出	14	近 江 清 廣	出
3	佐 藤 省 美	出	15	高 橋 鑑	出
			16	佐 藤 吉 治	出
5		欠	17		欠
6	千 葉 肇	出	18	小松田 英 人	出
7	佐 藤 仁	出	19	高 橋 康 弘	出
8	高 橋 正 也	出	20	丹 波 賢太郎	出
9	佐 藤 勇	出	21		欠
10		欠	22	木 村 由美子	出
11	新 山 武	出	23	堀 江 一 彦	出
12	千 田 誠 治	出	24	飯 野 正 和	出

当日の欠席委員

5番 佐々木 一誠 委員  
 10番 小笠原 夏子 委員  
 17番 高橋 尚也 委員  
 21番 武藤 吉喜 委員

## 農業委員会事務局職員

農業委員会事務局	事務局長	岩瀬 司
	局長代理兼農地振興係長	伊藤 俊一
	総務係長	佐々木 真
	総務係主査	佐藤 紗子
	農地振興係主査	佐藤 亨
	農地振興係主査	柴田 正之
増田地域局	農委事務局主任	佐藤 大斗
平鹿地域局	農委事務局専門員	武田 和典
雄物川地域局	農委事務局参事	土田 勉
大森地域局	農委事務局主査	高田 真紀子
	農委事務局主事	堀江 つくし
十文字地域局	農委事務局主査	原 かおる
山内地域局		
大雄地域局		

議長	本日の出席者数は19名であります。 農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する定足数に達しておりますので、ただ今から第10回横手市農業委員会総会を開会いたします。
議長	日程1、「議事録署名委員の指名について」本件につきましては、「横手市農業委員会総会会議規則」第23条第2項の規定に定める議事録署名委員について、慣例により当職より指名することにご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声あり)
議長	ご異議がないようですので、当職より 22番 木村 由美子 委員 23番 堀江 一彦 委員 の両名を指名いたします。
議長	日程2、「議案第44号 農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、説明いたします。申請案件は30件です。議案書2ページをご覧ください。 「1番」から「4番」は、横手地域局管内からの申請です。「1番」は、後継者へ農地を部分贈与するものです。「2番」、「3番」は、買受により、経営規模の拡大をするものです。「4番」は、農地中間管理機構が実施する特例事業、農地売買等支援事業を利用し、農地を買い受けるための10年分割払いが完了したため、所有権移転するものです。農地等売買支援事業につきましては、別紙資料の末尾に参考資料を添付しておりますのでご確認ください。議案書3ページをご覧ください。 「5番」から「9番」は、平鹿地域局管内からの申請です。「5番」から「7番」は、買受により経営規模の拡大をするものです。「8番」は、後継者へ農地を一括贈与するものです。議案書4ページをご覧ください。 「9番」は、買受により、経営規模の拡大をするものです。受人の経営面積が全て貸付となっておりますが、これは構成員となっている農地所有適格法人への貸付です。 「10番」は、雄物川地域局管内からの申請です。買受により、経営規模の拡大をするものです。「11番」は、制度改正に伴い、相対利用権設定から農地法第3条による賃貸借に切り替えるものです。「12番」、及び議案書5ページの「13番」から「15番」は、借受により、経営規模の拡大をするものです。 「16番」から「22番」は、十文字地域局管内からの申請です。「16番」、及び議案書6ページの「17番」・「18番」は、制度改正に伴い、相対利用権設定から農地法第3条による賃貸借に切り替えるものです。「19番」は、買受により、経営規模の拡大をするものです。「20番」は、制度改正に伴い、相対利用権設定から農地法第3条による賃貸借に切り替える

ものです。議案書 7 ページをご覧ください。「21 番」、「22 番」は、自作地相互の交換をするものです。

「23 番」から「30 番」は、大雄地域局管内からの申請です。「23 番」は、制度改正に伴い、相対利用権設定から農地法第 3 条による賃貸借に切り替えるものです。「24 番」、及び議案書 8 ページの「25 番」・「26 番」は、経営縮小のため、近隣の耕作者へ農地を贈与するものです。「27 番」は、制度改正に伴い、相対利用権設定から農地法第 3 条による賃貸借に切り替えるものです。「28 番」、及び議案書 9 ページの「29 番」は、借受により、経営規模の拡大をするものです。「30 番」は、合作地を解消するため、農地を売買するものです。

以上、配付しております別紙資料「農地法第 3 条調査書」の受付番号 1 番から 30 番に記載されており、農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないことから、許可要件のすべてを満たしていると考えます。説明は以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。これより現地調査をされました委員の皆様から、補足等ありましたらご説明をお願いします。

(特になし)

議長 それでは、この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。

(質問、意見等なし)

議長 ご質問がないようですので、お諮りいたします。「議案第 44 号」について、許可することに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、「議案第 44 号」については、許可することに決定いたします。

議長 日程 3、「議案第 45 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案書 12 ページをお開き下さい。案件は 2 件になります。それでは、ご説明いたします。

「1 番」は、[ ] 地域局管内からの申請です。

「農地区分」は、農地法施行規則第 44 条第 3 号に規定する「都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域（近隣商業地域）」にある農地であるとの理由から第 3 種農地と判断されます。

「事業概要」は、申請者は注文住宅の建築を主とする株式会社で、現在、全国で 302 カ所の営業拠点を展開しております。今回、秋田県内で 3 拠点目の営業を目的に住宅展示場を計画したものです。

「土地概要」は、申請地は、市役所 [ ] 庁舎から南へ約 750m に位置

しており、地目は登記、現況とも「田」となっております。隣接地の状況は、北側・南側・西側は「宅地」、東側は「県道」となっております。

「資金計画」は、全額自己資金で対応するとのことで、金融機関からの残高証明書により確認済みです。

「排水計画」は、汚水・生活雑排水は公共下水道へ接続し排水させ、雨水排水は敷地内に設置する側溝に集水の上、隣地の油分離層へ接続し、水路へ排水させる計画です。

「被害防除」は、北側隣接地に緩衝地を設け、建物の高さを加減し、周囲への影響が無いようにすることです。

「意見書」は、秋田県南旭川水系土地改良区から、差し支えない旨、提出されております。

「他法令」については、道路法第24条は承認済み。盛土規制法について、資料作成時においては申請済みで許可見込みとしておりましたが、許可済みと確認しております。横手市うるおいのあるまちづくり推進要綱についても、資料作成時において事前協議中で終了見込みとしておりましたが、終了済みと確認しております。

「申請地」は、第3種農地であり、「立地基準」及び「一般基準」を満たしていることが書面等により確認できるということから、許可相当に該当するものと考えます。

「現地調査」は、12月25日、佐々木由紀子委員と事務局で実施しております。

「2番」は、■地域局管内からの申請です。

「農地区分」は、農地法第5条第2項第2号の前段の規定から「他の農地区分に該当しない農地を農地以外のものにするため」の農地で小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断されます。

「事業概要」は、申請者が所有している農業用機械の大型化並びに台数が増えてきたため、既存施設では格納できなくなつたため、農業用機械格納庫の建築をするための土地を探したが適当な土地が見つからず、やむを得ず申請地に農業用機械格納庫の建築を計画したものです。

「土地概要」は、申請地は、市役所■地域局から南西へ約860mに位置しており、地目は登記・現況ともに「畠」となっております。隣接地の状況は、北側・東側・南側は「宅地」、西側は「市道」となっております。

「資金計画」は、全額自己資金で対応するとのことで、金融機関からの残高証明書により確認済みです。

「排水計画」は、汚水・生活雑排水はありません。雨水排水は自然流下させる計画です。

「被害防除」は、周囲への影響が無いようにすることです。

「意見書」は、山城水系土地改良区から地区外証明が提出されております。

「他法令」については、特にありません。

「申請地」は、第2種農地ですが、農業用格納庫を集落内の農地に建築しようとするものであり、農地法施行令第11条第2項に規定する「農業用施設」であり、「立地基準」及び「一般基準」を満たしている

	ことが書面等により確認できるということから、許可相当に該当するものと考えます。
	「現地調査」は、12月23日、佐藤仁委員、高田恵律子委員と事務局で実施しております。
	以上の案件中の対象地については、2件とも市の「地域計画」に影響がないことを農業振興課に確認し、問題ない旨の回答を得ており、2番については、「農用地区域に含めない現況農用地等の土地についての証明」が提出されていることを申し添えます。説明は以上です。
議長	事務局の説明が終わりました。これより現地調査をされました委員の皆様から、補足等ありましたらご説明をお願いします。
	(特になし)
議長	それでは、この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。
6番千葉委員	「1番」について、住宅展示場建設のために賃借権設定の期間が20年となっていますが、住宅展示場で許可することになるが、途中で住宅を建築するようなことはあるのでしょうか。
事務局	計画が住宅展示場となっておりますが、展示場の中に事務所も構えておりますので、その形からいくと住宅のままで売り出すのは難しいと思っております。その他にも別棟のモデルハウスの建物もあり、敷地内に二つ建物があるということで住宅に適するような形ではありません。
議長	他に皆様の方からご質問、ご意見ございますか。
	(質問、意見等なし)
議長	ご質問がないようですので、お諮りをいたします。「議案第45号」につきまして許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします
	(挙手多数)
議長	賛成多数ですので、「議案第45号」については、許可することに決定いたします。
議長	日程4、「議案第46号 農用地利用集積等促進計画（案）の審議について」を上程いたします。
議長	はじめに「整理番号132番」は、議席番号3番 佐藤省美委員の自己の案件となっておりますので、「農業委員会等に関する法律」第31条の規定に基づく「議事参与の制限」により、本案件の議事開始から終了まで退席をお願いします。

【議席番号 3 番 佐藤省美委員 一時退席】

議長

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局

それではご説明いたします。議案書 30 ページの「整理番号 132 番」の 1 件は、農地中間管理機構である秋田県農業公社が促進計画を定め、県への認可申請を行い、令和 8 年 2 月 27 日付けの県公告により農家に貸し付ける予定となっております。

なお、本農用地利用集積等促進計画につきましては、配付しております別紙資料「農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項」に規定する要件に該当するものと判断いたします。説明は以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。この件に関しまして、皆様からご質問等ございませんか。

(質問、意見なし)

議長

ご質問がないようですので、お諮りいたします。「整理番号 132 番」について、承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、「整理番号 132 番」については、承認することにいたします。

退席委員の入場を認めます。

【議席番号 3 番 佐藤省美委員 着席】

議長

次に「整理番号 133 番」は、議席番号 15 番 高橋馨委員の自己の案件となっておりますので、「農業委員会等に関する法律」第 31 条の規定に基づく「議事参与の制限」により、本案件の議事開始から終了まで退席をお願いします。

【議席番号 15 番 高橋馨委員 一時退席】

議長

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局

それではご説明いたします。議案書 30 ページの「整理番号 133 番」の 1 件は、農地中間管理機構である秋田県農業公社が促進計画を定め、県への認可申請を行い、令和 8 年 2 月 27 日付けの県公告により農家に貸し付ける予定となっております。

なお、本農用地利用集積等促進計画につきましては、配付しております別紙資料「農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項」に規定する要件に該当するものと判断いたします。説明は以上です。

議長	事務局の説明が終わりました。この件に関しまして、皆様からご質問等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議長	ご質問がないようですので、お諮りいたします。「整理番号 133 番」について、承認することに賛成の方は举手願います。
	(全員挙手)
議長	全員賛成ですので、「整理番号 133 番」については、承認することにいたします。 退席委員の入場を認めます。
	【議席番号 15 番 高橋馨委員 着席】
議長	次に「整理番号 140 番」は、議席番号 19 番 高橋康弘委員の同居の親族の案件となっておりますので、「農業委員会等に関する法律」第 31 条の規定に基づく「議事参与の制限」により、本案件の議事開始から終了まで退席をお願いします。
	【議席番号 19 番 高橋康弘委員 一時退席】
議長	それでは、事務局の説明を求めます。
事務局	それではご説明いたします。議案書 31 ページの「整理番号 140 番」の 1 件は、農地中間管理機構である秋田県農業公社が促進計画を定め、県への認可申請を行い、令和 8 年 2 月 27 日付けの県公告により農家に貸し付ける予定となっております。 なお、本農用地利用集積等促進計画につきましては、配付しております別紙資料「農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項」に規定する要件に該当するものと判断いたします。説明は以上です。
議長	事務局の説明が終わりました。この件に関しまして、皆様からご質問等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議長	ご質問がないようですので、お諮りいたします。「整理番号 140 番」について、承認することに賛成の方は举手願います。
	(全員挙手)
議長	全員賛成ですので、「整理番号 140 番」については、承認することにいたします。

	退席委員の入場を認めます。
	【議席番号 19 番 高橋康弘委員 着席】
議長	次に「整理番号 150 番」は、議席番号 11 番 新山 武委員の自己の案件となっておりますので、「農業委員会等に関する法律」第 31 条の規定に基づく「議事参与の制限」により、本案件の議事開始から終了まで退席をお願いします。
	【議席番号 11 番 新山 武委員 一時退席】
議長	それでは、事務局の説明を求めます。
事務局	それではご説明いたします。議案書 32 ページの「整理番号 150 番」の 1 件は、農地中間管理機構である秋田県農業公社が促進計画を定め、県への認可申請を行い、令和 8 年 2 月 27 日付けの県公告により農家に貸し付ける予定となっております。 なお、本農用地利用集積等促進計画につきましては、配付しております別紙資料「農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項」に規定する要件に該当するものと判断いたします。説明は以上です。
議長	事務局の説明が終わりました。この件に関しまして、皆様からご質問等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議長	ご質問がないようですので、お諮りいたします。「整理番号 150 番」について、承認することに賛成の方は挙手願います。
	(全員挙手)
議長	全員賛成ですので、「整理番号 150 番」については、承認することにいたします。 退席委員の入場を認めます。
	【議席番号 11 番 新山 武委員 着席】
議長	次に、議事参与の制限の案件を除く「整理番号 1 番」から「整理番号 216 番」について、事務局の説明を求めます。
事務局	それではご説明いたします。はじめに所有権移転になります。 議案書 16 ページの「整理番号 1 番」から、「整理番号 7 番」の 7 件は、令和 8 年 2 月 27 日付けの県公告により、秋田県農業公社が出し手農家から農地を買い入れるものとなっております。令和 8 年 3 月総会以降に農家に売り渡す予定となっております。

議案書 16 ページの「整理番号 8 番」から、「整理番号 9 番」の 2 件は、令和 8 年 2 月 27 日付の県公告により、秋田県農業公社が出し手農家から買い入れしていた農地を受け手農家に売り渡すものとなっております。

次に権利設定になります。議事参与の制限の案件を除く、議案書 17 ページの「整理番号 10 番」から、議案書 38 ページの「整理番号 206 番」の 190 件は、農地中間管理機構である秋田県農業公社が促進計画を定め、県への認可申請を行い、令和 8 年 2 月 27 日付けの県公告により農家に貸し付ける予定となっております。なお、出し手、受け手のマッチングについては、配付しております議案第 46 号別紙資料「農地中間管理事業貸付・借受予定者一覧」でご確認ください。

続いて権利移転になります。現在の受け手農家から新たな受け手農家へ、賃借料や残存契約期間について、同一条件で利用権を移転するものです。議案書 39 ページの「整理番号 207 番」から、議案書 40 ページの「整理番号 216 番」の 10 件は、農地中間管理機構である秋田県農業公社が促進計画を定め、県への認可申請を行い、令和 8 年 2 月 27 日付の県公告により新たな農家に貸し付ける予定となっております。なお、本農用地利用集積等促進計画の共有地及び未相続地に係る利用権設定については、二分の一を超える共有持分を有する者の同意を得てることを確認しております。また、本農用地利用集積等促進計画につきましては、配付しております別紙資料「農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項」に規定する要件に該当するものと判断いたします。説明は以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。この件に関しまして、皆様からご質問等ございませんか。

(質問、意見なし)

議長 ご質問がないようですので、お諮りいたします。議事参与の制限の案件を除く「整理番号 1 番」から「整理番号 216 番」について、承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議事参与の制限の案件を除く「整理番号 1 番」から「整理番号 216 番」について、承認することにいたします。

議長 以上をもって、「議案第 46 号」について、「異議ないものと認める。」との意見を付して、横手市長に答申することに決定いたします。  
暫時休憩します。

(暫時休憩)

【横手市農業振興課職員入場、着席】

議長	休憩前に引き続き、会議を再開します
議長	日程 5、「議案第 47 号 横手市農業振興地域整備計画の変更に伴う意見聴取について」を上程いたします。
議長	本件につきましては、横手市農業振興課からの説明をお願いします。
農業振興課	事前に配付いただいております議案第 47 号別紙によりご説明いたします。今回の変更申出は、10 月 10 日までに受付した農振除外案件 5 件となっております。
	現地調査を 11 月 4 日に実施し、市関係部局及び農業委員会事務局と書面にて協議を実施しております。また、12 月 22 日には横手市農業振興地域整備促進協議会を開催し、除外申出については、農振法第 13 条第 2 項の 6 要件で審査したものであり除外を可とするとの議案内容についてご審議いただき、異議なしの承認をいただいていることを報告させていただきます。それでは、各案件について説明いたします。
	「申出 1」は、面積 657.00 m <sup>2</sup> の除外です。
	申出者は建設業を営んでおり、年間 25 棟から 30 棟の新築戸建てを建設していますが、現状、これらの建設に係る足場や古材等の資材置場が手狭な状況であるため、申出地を新規の資材置場として整備する計画です。周辺の複数の既存宅地を候補地として検討しましたが、必要面積を得られないことや所有者と条件面で折り合いがつかないことから、南北の隣接地が「宅地」である当該地を選定しました。
	当該地は、農用地の集団化・利用集積・土地改良施設等への支障がないことから、除外は適当と判断いたしました。
	「申出 2」は、面積 2,131.00 m <sup>2</sup> の除外です。
	申出者は、新事業として、バイオマス燃料用の木材チップの原材料とするための木材の一時貯蔵及び運搬事業を展開予定です。この木材は 1 年から 2 年ほど天日乾燥させた後に製造工場へ搬入する必要があり、その用地を既存資材置場に確保する予定ですが、その場合、現在の暗渠パイプ用の仮置き場が不足するため、申出地を新規の資材置場として整備する計画です。
	当該地は、農用地の集団化・利用集積・土地改良施設等への支障がないことから、除外は適当と判断いたしました。
	「申出 3」は、面積 1,260.00 m <sup>2</sup> の除外です。
	申出者は、運送業を営んでいますが、事業拡大に伴い現在の従業員用駐車場が手狭な状況にあるため、申出地へと拡張する計画です。当該地は、農用地の集団化・利用集積・土地改良施設等への支障がないことから、除外は適当と判断いたしました。
	「申出 4」は、面積 14,815.00 m <sup>2</sup> の除外です。
	申出者は、今後、公共事業工事の受注を計画しているため、当該地をその土取場として整備する計画です。工期は約 10 年を予定しています。この規模の面積で所有者と条件面で折り合いの付けることが出来る土地がこの場所しかないように加え、近くに民家がなく車両による交通の便が良いため当該地を選定いたしました。

当該地は、農用地の集団化・利用集積・土地改良施設等への支障がないことから、除外は適当と判断いたしました。なお、申出地4筆いずれも、地目は「原野」又は「山林」となっており、農地法適用外地目となっていることを申し添えます。

「申出5」は、面積532.00m<sup>2</sup>の除外です。

申出者は、木材加工業を営んでおりますが、新事業として液体ガラス処理木材の加工を行う予定です。このための木材加工施設及びそこで加工したものの展示場を当該地へ整備する計画であります。作業段階で蒸気や多少の騒音の発生が予想されるため、隣地に住宅がなく、開けた土地である当該地を選定しました。加えて、活動範囲が東北県内であることや、原材料を市外県外から調達していること、市外県外に納品しているなどの都合上、頻繁に高速道路を利用していることから、IC間に位置する土地であることも選定理由です。

当該地は、農用地の集団化・利用集積・土地改良施設等への支障がないことから、除外は適当と判断いたしました。

協議案件は以上の5件であります。ご協議のほど、よろしくお願ひいたします。

議長

農業振興課の説明がありました。この件につきまして、皆様からご質問等ございませんか。

16番佐藤  
委員

資料2番について、土地改良事業ですので、事業工期がありますので、事業完了後、速やかに原状復旧して、農振編入に向けた手続きをするよう意見を付していただきたいと思います。

農業振興  
課

どの程度土地改良事業のどの事業を受けるのかについては確認していなかったので、その辺は確認しながら適切に対処していきたいと思います。

16番佐藤  
委員

土地改良事業の工事が発注され受注していなければ、除外目的である土地改良事業に使用する暗渠パイプ等の資材置場の必要性は生じませんし、変更理由も発生しませんので、そこも確認しないで、そういう除外というのはどうでしょう。一つ一つ受注によって受注工期が定められ、その期間に資材置場として農地以外の利用となれば農振除外の検討が発生します。そこも確認していないということでは、資材の量もわからず農用地利用計画の変更要件である規模の妥当性等も判断できないわけですし、それ以前に除外目的さえ確認していないというはどうでしょう。

いずれにしまして、土地改良事業の資材置場というのは、大抵は鉄板を敷いたり、或いは砂利を敷いたりする訳です。コンクリート打設はしません。終わったら原状復旧して、農振編入について手続きするよう意見します。

議長

ご意見でございますので、この点も含めて農業振興課で検討していくことでお願いします。

16番佐藤  
委員

実は昨年も本日説明している農業振興課の担当者に代替性の妥当性について検討するように話しました。持ち帰って検討しますという話をしましたけどその後の説明はありませんでしたが、今回も検討するということですので、その場限りではなくて検討したら検討したということで、きっちりとした説明が必要ではありませんか、

今も議長から検討するということがありました。検討したことをきちんと説明するのが行政担当者としては、当たり前です。

農業振興  
課

以前その代替地に対する代替性の妥当性を検討されたいという意見を受け付けていたと思いますが、内部で調整いたしまして、引き続き、他の候補地を2,3ヶ所出していただくところで、代替地がないという妥当性を判断することで話がまとまっていたところです。

議長

今の代替地の件、それから今回の資材置場の件について検討させていただきますということで、明確な答えや見解をお示ししなかったということですか。

16番佐藤  
委員

先に言っておりますが、受注を確認しているのでなれば、反対ではありません。賛成です。

土地改良事業が目的なので、そこを確認しなかったというのはちょっとおそまつです。土地改良事業を受注する見込みがあるからこそ事業目的、変更理由が発生するわけです。土地改良事業全てに工期がありますからその工期の受注期間内での除外となりますので受注工事が完了すれば資材置場は不要となりますので現況復旧して農振編入をしてくださいと言っているのです。

農業振興課が説明する先ほどの昨年の検討についての答えではなくて、今回確認する、検討すると言ったことについて検討結果を説明するのが行政担当者として当然ですのでそのようにお願いすると言っているのです。

ただ今回は意見聴取ですので、私としてそのように意見を申し上げますということです。

議長

ただ今のご意見を承りまして、今後の回答の説明等をしっかりとやっていくということで、農業振興課とも連絡調整させていただきたいと思います。

議長

他に質問等ございませんか。

(質問、意見なし)

議長

ご質問がないようですので、お諮りします。「議案第35号」について、承認することに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

議長	全員賛成ですので、「議案第 35 号」については、「異議ないものと認め る。」との意見を付して、横手市長に答申することに決定いたします。 暫時休憩します。
	(暫時休憩)
	【横手市農業振興課職員退席、退場】
議長	休憩前に引き続き、会議を再開します。
議長	日程 6、「報告第 14 号 農地の転用事実に関する調査結果について」 を上程いたします。事務局の報告を求めます。
事務局	議案書 43 ページをお開き下さい。報告件数は 4 件になります。それでは、ご説明いたします。 「1 番」は、[REDACTED] 地域局管内です。 「照会地」は、市役所 [REDACTED] 庁舎から北西へ約 1.4 km に位置しております。隣接地との状況は、北側は「県道」、西側・東側・南側は「宅地」となっています。 「土地の状況」は、申請者の亡き曾祖父が昭和 41 年に宅地拡張のため農地転用許可を得て取得した土地で、隣接地を含め住宅、車庫等を建築していたが、地目変更登記がされていなかったとのことで、現在は住宅等が取り壊され敷地一帯に残骸等があることから、農地としての利用は見込めないと判断し、非農地としました。 「現地調査」は、12 月 19 日、佐々木由紀子委員、佐藤省美委員、高橋尚也委員と事務局で実施しております。 「調査結果」は、12 月 19 日付けで記載のとおり報告しております。 「2 番」は、[REDACTED] 地域局管内です。 「照会地」は、市役所 [REDACTED] 庁舎から南東へ約 2.5 km に位置しております。隣接地との状況は、北側・西側・南側は「宅地」、東側は「市道」となっています。 「土地の状況」は、照会地の隣接地において、平成 12 年に農地法第 5 条許可を受け住宅を建築したが、照会地について申請が落ちてしまっていたとのことで、現在は土盛りされており、プレハブが建てられている状態であることから、農地としての利用は見込めないと判断し、非農地としました。 「現地調査」は、12 月 10 日、佐藤勇委員、武藤吉喜委員、飯野正和委員、松井覚推進委員、佐藤和仁推進委員と事務局で実施しております。 「調査結果」は、12 月 12 日付けで記載のとおり報告しております。 「3 番」は、[REDACTED] 地域局管内です。 「照会地」は、[REDACTED] 地区交流センターから北西へ約 1.5 km に位置しております。隣接地との状況は、北側・南側は「宅地」、西側は「市道」、東側は「田」となっています。 「土地の状況」は、申請者の亡き父が昭和 42 年頃に住宅を建築し、現在に至っているが、以前より宅地として利用していたため、地目が農地

あることに気づかいでしまったとのことで、現在も同様に使用していることから、農地としての利用は見込めないと判断し、非農地としました。

「現地調査」は、12月8日、佐々木一誠委員、新山武委員、佐藤吉治委員と事務局で実施しております。

「調査結果」は、12月12日付けで記載のとおり報告しております。

「4番」は、[REDACTED]地域局管内です。

「照会地」は、市役所[REDACTED]庁舎から西へ約3.3kmに位置しております。隣接地との状況は、「45番1」については、北側は水路を挟んで「市道」、南側は「宅地」、西側・東側は「畠」となっています。「104番1」については、北側・西側・東側は「宅地」、南側は「市道」となっています。

「土地の状況」は、申請者が昭和47年に相続した土地で、「45番1」については、雑木が生い茂っていた土地で現在は果樹の幼木が植栽され、草刈り等で管理されている土地となっているため、「農地」と判断しております。また、「104番1」については、相続以前より車庫が建築されており、現在も同様に使用されていることから、農地としての利用は見込めないと判断し、非農地としました。

「現地調査」は、12月19日、佐々木一誠委員、新山武委員、佐藤吉治委員と事務局で実施しております。

「調査結果」は、12月25日付けで記載のとおり報告しております。報告は以上です。

議長 事務局の報告が終わりました。これより、現地調査をされました委員から、補足等ありましたらご説明をお願いします。

(特になし)

議長 この件に関しまして、皆様からご質問等ございませんか。

(質問、意見等なし)

議長 ご質問がないようですので、「報告第14号」の報告を終わります。

議長 以上をもちまして、第10回総会を閉会します。  
ご協力ありがとうございました。

(11時05分)閉会

上記会議の顛末を記録し、その内容の相違ないことを証するためここに  
署名する。

横手市農業委員会

令和8年1月15日

議長 飯野正和

署名委員 木村由美子

署名委員 堀江一彦